



みつばち ぶ そ 蜜蜂の腐蛆病検査について

家畜伝染病予防法第5条1項の規定に基づく蜜蜂の腐蛆病検査は、これまで県外出荷(販売)蜜蜂を対象に検査を行ってききましたが、平成26年度から、県全体の清浄性を確認するため、検査対象を農場で飼養する蜜蜂に変更しました。

なお、県外出荷(販売)蜜蜂に対する腐蛆病検査および陰性証明書の発行を希望する場合には、出荷2週間前までに家畜保健衛生所までご連絡ください。

検査対象

・家畜保健衛生所長が定める蜂場で飼養される蜜蜂

定期検査

・原則、年1回(※時期は調整中)
・検査手数料:70円/1群(検査証明書を希望する場合は、別途400円/1件)

検査方法

・臨床検査
・細菌検査(必要と判断した場合のみ)

ただし、県内で腐蛆病が発生した場合は、家畜伝染病予防法32条に基づき、県の範囲を越える蜜蜂の移出入には腐蛆病検査が必要になります。

農家さんへお願い



養ほう振興法第3条に基づく飼育届を提出してください。

飼育開始時および毎年1月に、住居地のある市町村に届出をお願いします。趣味で蜜蜂を飼育する場合を含む、全ての飼育者が対象です。



家畜保健衛生所の実施する腐蛆病の定期検査(家伝法5条検査)を受けてください。



飼養する蜜蜂に対して適切な衛生管理をしてください。

病気から養蜂場を守るには、蜂群をこまめに観察し、病気の早期発見と拡散防止に努めることが大切です。腐蛆病等の自主検査結果や出荷(移動)等の記録を行いましょう。



蜜蜂に異常があれば家保に通報してください。

伝染病の疑いがあると判断した場合には、家畜防疫員が立入検査を実施します。

腐蛆病とは

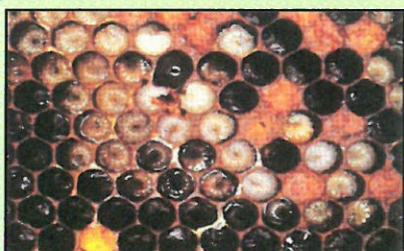
細菌によってみつばちの幼虫(蛆)が腐る病気で、家畜伝染病予防法において法定伝染病に指定されています。以下の2種類があります。



家畜疾病カラーアトラスから引用

<アメリカ腐蛆病>

- 成蜂数が減少。有蓋幼虫が死亡。
- 有蓋巣房がまばらになり、陥凹した蓋が多くみられる。
- 腐蛆は有蓋巣房内の下面に固着。粘着性あり(糸を引く)。
- 異常臭(膠臭)あり。色調は白～茶色～黒褐色。



家畜疾病カラーアトラスから引用

<ヨーロッパ腐蛆病>

- 無蓋幼虫が死亡。
- 腐蛆は体内が溶けているが崩れず、潰すと水っぽい。
- 粘着性なし(糸を引かない)。
- 異常臭(酸臭)あり。色調は汚白色～灰褐色。

治療法はなく発症蜂群は法により巣箱ごと焼却処分となります。

発生があった場合、半径2km以内の全ての蜂群が移動禁止、場合により全てが焼却処分になります。自分の蜂だけではなく近隣の養蜂家の蜂群も焼却処分になる可能性があります。腐蛆病の発生蜂群は焼却し、本病の蔓延を防止します。アメリカ腐蛆病の予防は抗生物質製剤(ミロサマイシン)が実用化されていますが、抗生剤ですので、使用上の注意と休薬期間(採蜜できない期間)を守って使用してください。

その他疾病

家畜伝染病予防法において届出伝染病に指定されています。以下の4種類があります。



<チョーク病>

■ハチノスカビの感染が原因。飼育環境が悪化した場合に発生しやすい。感染死した蜂児は真菌の白色菌糸が表面に発育し、全体に白いチョークの粉が吹いたようになる。蜂児は硬化しミイラ状になる。



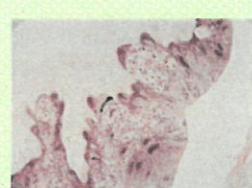
<バロア病>

■ミツバチヘギイタダニ寄生による吸血が原因。幼虫の発育障害(奇形)などを引き起こす。



<アカリダニ症>

■アカリダニの気管内寄生が原因。蜂群の弱勢化や成蜂の死亡率の増加など、多様な症状を招く可能性がある。



<ノゼマ病>

■ミツバチノゼマ原虫の感染が原因。糞詰まりを呈し、腹部膨満、飛翔不能となり、巢門周辺を徘徊する。下痢による巣箱の異常な汚れがみられる。寿命が短縮し、感染群では卵の孵化率が低く、群弱小化の主要原因となる。